

平成 27 年 10 月 19 日

東京都知事
舛添 要一 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会
会長 宇賀 克也

東京都情報公開条例第 34 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 27 年 9 月 4 日付 27 心福障第 272 号により、当審議会に対して諮問された「身体障害者手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「身体障害者手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「身体障害者手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 個人番号の保有について

当該事務において使用している身体障害者手帳交付等事務システムは、マイナンバー制度導入に当たり、インターネットと接続している庁内LANからの分離を予定していることが確認できたため、ネットワーク分離完了後に、当該システムでの特定個人情報ファイルの保有を開始することを強く望むものである。

2 委託の取扱いについて

- (1) 委託先への管理監督は概ね適正であることが確認できた。
- (2) 委託先に対して特定個人情報の提供が発生する申請書の穿検孔委託については、現状においても、適正な方法により搬送を行っているが、東京都の委託先に対する適正な監督として、その具体的な搬送方法について契約上明記することが望ましい。
- (3) 当該事務は、業務・システムに鑑みると、委託の必要性が高いと考えられる一方で、当該事務の取り扱う情報の性質に照らし、その取扱いには特段の配慮を要するものであるため、今後も引き続き、厳格な管理監督について、継続的な検証に努めること。

3 申請書類等の授受について

当該事務では、区市町村からの進達及び委託事業者での作業において、個人番号を内容に含む申請書等の書類の授受を恒常的に行っており、件数票及び授受簿による適正な管理を行っていることが認められる。

これらの措置は、入手・提供等の場面において、有効な安全管理措置であることから、今後も引き続き厳格な管理に努めること。

4 特定個人情報の保存及び消去について

当該事務における申請書は、交付決定文書の一部であり、「十年を超える有効期間の許認可等の特に重要な行政処分に関するもの」として東京都文書管理規則（以下「規則」という。）に基づき長期保存を行っている。

マイナンバー制度導入後は、当該申請書には個人番号が記載されることとなるため、上記規則等による保存期間、消去時期及び保存方法など長期保存文書に係る取扱いについて、検証に努めること。

5 評価書の活用等について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
平成 27 年 9 月 4 日	諮問
平成 27 年 9 月 7 日から 同月 10 日まで	本評価書案概要説明・審議 (第 9 回特定個人情報保護評価部会)
平成 27 年 9 月 24 日	審議 (第 10 回特定個人情報保護評価部会)
平成 27 年 10 月 19 日	「身体障害者手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書 (案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

宇賀克也、藤原静雄、神橋一彦、宮内 宏